

# IV 屋外広告業について

## 1. 屋外広告業とは

屋外広告業とは、

**「屋外広告物の表示または掲出物件の設置を行う営業」**をいいます。

すなわち、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示や掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを仕事とする営業をいいます。

この場合、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示・設置を請け負わないような広告代理業等や単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示・設置を行わないものは屋外広告業に該当しません。

## 2. 屋外広告業を営むときは

**市内で屋外広告業を営むときは、市長の登録を受ける必要があります。**

愛媛県や他市等で登録を受けていても、**松山市で登録を受けていなければ、市内で屋外広告業を営むことはできません。**

## 3. 屋外広告業の登録の有効期間

屋外広告業の登録の有効期間は、**登録の日から5年間**です。

有効期間満了後、引き続き屋外広告業を営む場合は、更新の手続きが必要です。

※登録の更新を受けようとするときは、**有効期間満了日の30日前までに申請**しなければなりません。(期間満了日の概ね2カ月前から申請を受付しています。)

## 4. 屋外広告業の登録（更新）の手数料

屋外広告業の登録（更新）は、次のとおり手数料を定めています。

◎屋外広告業の登録	10,000 円
◎屋外広告業の更新	10,000 円

※更新した際の登録期間は、**前回の許可期間満了日の翌日から5年間**になります。

※手数料の納入については、愛媛県とは納入方法が異なります。

**（松山市では申請時ではなく、申請後に市から送付する納入通知書で納入してください。）**



## 5. 屋外広告業の登録（更新）の手順

屋外広告業の登録を受けようとする方（申請者）は次の手順で申請します。

<b>① 市役所へ申請書に必要な書類を添付して申請（郵送可）</b>
<input type="checkbox"/> 屋外広告業登録（更新登録）申請書（様式第 16 号）
<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第 17 号）
<input type="checkbox"/> 略歴書（様式第 18 号）※法人の場合、役員全員分
<input type="checkbox"/> 登録申請者の住民票の抄本（本籍・続柄不要）又はこれに代わる書面 ※法人の場合、役員全員分
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 ※法人の場合のみ
<input type="checkbox"/> 業務主任者の住民票の抄本（本籍・続柄不要）又はこれに代わる書面 ※業務主任者は営業所に常勤する方
<input type="checkbox"/> 業務主任者の資格を証する書面（屋外広告士証の写し等）
<input type="checkbox"/> 切手を貼った返信用封筒 ※登録通知書の郵送を希望する場合のみ
◎提出部数はすべて 1 部です。（資格を証する書面以外はコピー不可） ◎登記事項証明書・住民票の抄本等は、3 か月以内に取得したものに限りま ◎様式は、松山市都市デザイン課の HP からダウンロードできます。 ◎登録通知書の郵送を希望する場合、返信用封筒を添付の上、申請書の余白に担当者の「所属部署・氏名・連絡先」を記入してください。
<b>② 市から申請者へ登録手数料の納入通知書を送付</b>
申請書の審査後、申請者に登録手数料の納入通知書を送付
<b>③ 金融機関等の窓口で登録手数料を納入・納入通知書の写しを提出</b>
<input type="checkbox"/> 市から送られた納入通知書により、手数料を金融機関等の窓口で納入
<input type="checkbox"/> 納入後は必ず納入済の納入通知書の写しを都市デザイン課へ郵送・FAX、または持参
<b>④ 登録通知書の交付（郵送可）</b>
手数料の納入が確認でき次第、屋外広告業の登録通知書を都市デザイン課の窓口で交付
※登録の有効期間は 5 年間です!!
引き続き、屋外広告業を営もうとする場合は、有効期間満了の 30 日前までに更新の申請を行う必要があります。（概ね 2 か月前から申請を受付しています）



## 6. 業務主任者の設置

### 【業務主任者】

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を設置しなければなりません。  
業務主任者になれる者は次のいずれかに該当する者に限ります。

<input type="checkbox"/> 屋外広告士
<input type="checkbox"/> 松山市、都道府県、指定都市または他の中核市の実施する講習会の修了者
<input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者 (いずれも広告美術仕上げに係るものに限る)
<input type="checkbox"/> 営業所で広告物等の表示・設置の責任者として5年以上の経験を有し、 過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反していない者（市長の認定が必要）

### 【業務主任者の業務】

業務主任者の行う業務は次のとおりです。

<input type="checkbox"/> 松山市屋外広告物条例や広告物に関する法令の規定の遵守に関すること
<input type="checkbox"/> 広告物の表示や設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること
<input type="checkbox"/> 屋外広告物帳簿の記載に関すること
<input type="checkbox"/> 業務の適正な実施の確保に関すること

## 7. 登録事項の変更を行うとき

次に挙げる事項に変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に『屋外広告業登録事項変更届出書（様式第21号）』を提出してください。

<input type="checkbox"/> 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
<input type="checkbox"/> 松山市の区域内において営業を行う営業所の名称、所在地
<input type="checkbox"/> 法人にあっては、その役員（執行する社員、取締役、執行役など）の氏名
<input type="checkbox"/> 未成年者にあっては、法定代理人の氏名及び住所
<input type="checkbox"/> 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名と所属する営業所の名称